

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象者について

【対象児童について】

- 以下のお子さんを対象児童とします。
 - ・令和3年9月分の児童手当の対象となっているお子さん
 - ・平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童（高校生）
 - ・令和3年9月以降令和4年3月31日までに生まれた児童（新生児）
- ※ 児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

【支給対象者について】

- 上記に記載のある対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。
※ただし、令和2年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方は支給対象となりません。
- ・ 児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002
5人	812	1040

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

（注）

1. 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
 2. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。
- ※ 入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和3年9月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、担当までご相談ください。

【支給額について】

- 支給額は、対象児童1人当たり10万円です。

【申請について】

◎ 10万円の給付のうち、先行給付金の5万円分のみ申請が必要となります。追加分の5万円については、申請不要で、先行給付金の申請をもとに一括で支給します。

①高校生（H15.4.2～H18.4.1の間に生まれた児童）のみを養育する世帯

※申請先は、令和3年9月30日時点で支給対象者が住民登録している市区町村となります。

《必要書類》

- 『令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）申請書』**高校生等**
- 『申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

《以下は、該当する方のみ提出が必要な書類》

- 養育している対象児童と別居している方は、『児童の属する世帯全員の住民票（続き柄を記載）』

②公務員の方

（1）公務員の方で、以下のお子さんの申請の場合（新生児以外）

- ・令和3年9月分の児童手当の対象となっているお子さん
- ・平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童（高校生）

※申請先は、令和3年9月30日時点で支給対象者が住民登録している市区町村となります。

《必要書類》

- 『令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）申請書』**高校生等**
- 『申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。
- 令和3年9月分の児童手当（本則給付）の受給が確認できる書類
※ 支給決定通知書の写し（コピー）、所属庁の証明（公務員児童手当受給状況証明書）など

《以下は、該当する方のみ提出が必要な書類》

- 養育している対象児童と別居している方は、『児童の属する世帯全員の住民票（続き柄を記載）』
※ 児童手当の受給状況証明書等で確認できる場合は提出不要です。

(2) 公務員の方で、以下のお子さんの申請の場合（新生児）

・令和3年9月以降令和4年3月31日までに生まれた児童（新生児）

※出生日時点の市区町村での申請となります

《必要書類》

- 『令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）申請書』**新生児**
- 『申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）』
 - ※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
 - ※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。
- 対象児童（新生児）の出生月の翌月分の児童手当（本則給付）の受給が確認できる書類
 - ※ 支給決定通知書の写し（コピー）、所属庁の証明（公務員児童手当受給状況証明書）など

《以下は、該当する方のみ提出が必要な書類》

- 養育している対象児童と別居している方は、『児童の属する世帯全員の住民票（続き柄を記載）』
 - ※ 児童手当の受給状況証明書等で確認できる場合は提出不要です。

【申請期間】

○ 届出受付開始日及び届出期限は次のとおりです。

・届出受付期間

（新生児以外の）申請期間 令和3年12月27日（月）から令和4年2月28日（月）まで

（新生児の）申請期間 令和3年12月27日（月）から令和4年4月15日（金）まで

【振り込め詐欺や個人情報の詐欺にご注意ください！】

この給付金に関して、砂川市や内閣府からATM（現金自動払機）の操作をお願いすることや、手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署にご連絡ください。

【その他】

- 支給対象者に対し、届出をした指定口座に子育て世帯への臨時特別給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和4年3月末日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金は支給されません。
- DV被害によりお子さんとともに避難されている方等へ子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた場合は、支給した子育て世帯への臨時特別給付金の返還を求めます。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がありましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

砂川市役所社会福祉課子育て支援係

電話：0125-74-8369